2027 年 4 月着任 立命館小学校 常勤講師（全科）募集要項

1. **募集人数**

 全科：若干名

2. 採用予定日、雇用期間

 採用予定日：2027 年 4 月 1 日

 雇 用 期 間：2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

 （ただし、双方が合意した場合、年度単位で最大 2 回契約更新することがあります。）

3. 応募資格

 小学校の専修免許状、一種免許状、もしくは二種免許状の取得者。または2027年3月末日までに取得見込みの者。

＜特記事項＞

◆ 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

◆ 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

◆ このため、予め採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容はp.3-4の別紙参照条文をご参照ください

4. 応募期間

 2026 年 10 月 30 日（金）9:00 ～ 2026 年 11 月 11 日（水）12:00 正午

 ただし、システムメンテンナンスのため、毎週水曜日 19:30～翌朝木曜日 9：00 までは入力出来ません。

5. 応募方法（WEB 入力・資料添付）下記サイトにアクセスし、事前に会員登録を行い、その後応募フォームより必要事項を入力、必要な書類のアップロードのうえ、送信ください。

 https://rw.ritsumei.ac.jp/survey/SVA20D0.html?key=SUR20261027134752247402840

 ＊ 入力する前に会員登録が必要です。

 会員登録のためのマニュアル は下記に格納しています。
 https://www.mrc.ritsumei.ac.jp/wp-content/uploads/2022/09/rising_fdc_manual.pdf

 ＊ 下記 URL より会員登録をお願いします。
 https://rw.ritsumei.ac.jp/survey/guest/SignUp.html

6. WEB 入力する以外に応募に必要な書類（資料添付）

① 履歴書・経歴書・志望理由書（所定書式）

入力サイトページよりまたは下記 URL よりダウンロードしてください。ダウンロード後、必要な情報を入力していただき、下記書類と合わせて添付願います。

https://www.ritsumeikan-trust.jp/publicinfo/recruitment/

以下の書類は原本をスキャンあるいは画像保存したもの（PDF、JPG、PNG 形式）のいずれかを添付

② 最終学歴の卒業（修了）証明書または見込証明書

③ 最終学歴成績証明書（大学院の修了者または在籍者は学部の成績証明書も必要）

④ 教育職員免許状または取得見込証明書

⑤ （教員免許状更新講習受講経験のある方のみ）更新講習修了確認証明書（写し）

※添付書類等の準備が間に合わない場合は、下記連絡先までご連絡ください。

7. 選考方法

1）第一次試験：書類審査

2）第二次試験：模擬授業ならびに面接試験

第一次試験合格者宛てに2026年11月16日（月）までに通知する。

第二次試験は2026年11月24日（火）、11月26日（木）いずれかの午後の予定。

※第二次試験時の交通費支給はありません。

8. 給与等

・給与等：学校法人立命館が定める諸規程により処遇

〈年額本俸制（2026 年度実績)〉 ※月支給額は年額の 12 分の 1

新規契約時 4,704,000 円 ※２年目以降は給与規定による。

〈手当〉通勤手当等

9. お問い合わせ先

〒603-8141 京都府京都市北区小山西上総町 22 番地

立命館小学校事務室 人事担当宛

Tel：075-496-7777 Fax：075-496-7770

平日 9：00～17：00

HP アドレス ： https://www.ritsumei.ac.jp/primary/

以上

※ 提出された書類の個人情報は採用選考にのみ使用し、採用試験後、本校にて適切に処分いたします。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」と

いう。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。